



平成19年（行ウ）第9号 公文書不開示処分取消等請求事件

原告 宮部 慎太郎 外1名

被告 鳥 取 県

答 弁 書

平成20年1月22日

鳥取地方裁判所 御中

〒680-0033 鳥取市二階町3丁目204番地アイシン二階町ビル2階

つくし野法律事務所（送達場所）

電 話 0857-21-0570

FAX 0857-21-0571

被告訴訟代理人弁護士 寺 垣 琢 生



同 本 田 幸 則



同 北 舘 篤 広



第1 本案前の申立て

(甲事件について)

- 1 原告宮部龍彦の訴えを却下する
- 2 訴訟費用は原告宮部龍彦の負担とする

(乙事件について)

- 1 原告らの請求を却下する
 - 2 訴訟費用は原告らの負担とする
- との判決を求める。

第2 理由 (甲事件について)

- 1 請求の趣旨 (甲事件) 1 及び2の処分は、原告らも準備書面(1)で訂正したとおり、原告宮部慎太郎に対してなされたものであって、本件開示請求をしていない原告宮部龍彦は本件処分の相手方とはされていない。(原告宮部龍彦は鳥取県情報公開条例 (乙1。以下「本件条例」という。) 5条各号に該当せず、鳥取県に対し情報開示請求権を有しない者である。)

したがって、原告宮部龍彦は、本件処分の取消しを求める「法律上の利益」(行政事件訴訟法9条1項, 2項)を有するということとはできない。

- 2 よって、原告宮部龍彦は、本件訴えの原告適格を欠き、同人の本件訴えは不適法である。

第3 理由 (乙事件について)

- 1 (原告らに共通)

行政事件訴訟法3条6項2号の義務付けの訴えの訴訟要件である「当該処分又は裁決が取り消されるべきものであり、又は無効若しくは不存在であること」(行政事件訴訟法37条の3第1項2号)に該当しないので、不適法である。

- 2 (原告宮部龍彦について)

行政事件訴訟法3条6項2号の義務付けの訴えは「法令に基づく申請又は審査請求をした者に限り、提起することができる」(行政事件訴訟法37条の3第2項)ものである。

しかるに、原告宮部龍彦は、本件処分について申請又は不服申立てをしておらず、原告適格がなく、不適法である。

第4 請求の趣旨に対する答弁

(甲事件について)

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する
 - 2 訴訟費用は原告らの負担とする
- との判決を求める。

(乙事件について)

- 1 原告らの請求を棄却する
 - 2 訴訟費用は原告らの負担とする
- との判決を求める。

第5 請求の原因に対する認否 (甲事件について)

- 1 請求原因1記載の事実のうち、(3)の事実は認め、(1)及び(2)の事実は不知。
- 2 (1) 同2(1)の事実は認める。

(2) 同2(2)の事実のうち、「被告は平成18年4月27日付の公文書部分開示回答書をもって本件文書を部分開示した」との部分は否認し、その余は認める。

被告が原告宮部龍彦に対し、本件文書を部分開示したのは、平成18年4月21日付の書面であり、その表題は「公文書開示回答書」である。

- (3) 同2(3)の事実は認める。
- (4) 同2(4)の事実は認める。
- (5)ア 同2(5)第1文の事実は不知。

イ 同2(5)第2文の事実のうち原告宮部慎太郎が異議申立てをした事実は認め、原告宮部龍彦が異議申立てをした事実は否認する。異議申立ての趣旨についてはいずれの原告についても不知。

- (6) 同2(6)の事実は認める。

(7) 同2(7)の事実のうち、決定書が平成19年6月2日に到達したとの事実は否認し、その余は認める。

決定書が原告宮部慎太郎に到達したのは平成19年5月31日である。

(8) 同2(8)の事実は認める。

3(1) 同3の柱書「甲処分は違法になされたもので無効である」との主張は争う。

(2)ア 同3(1)第1文の事実は認める。

イ 同3(1)第2文は争う。

第1文でいう事業者団体とは部落解放鳥取県企業連合会（以下「企業連」という。）のことであり、矛盾しない。

ウ 同3(1)第3文の事実は否認する。

(3) 同3(2)は争う。

(4) 同3(3)は争う。

4(1) 同4の柱書「被告が掲げる非開示の事由は、本件文書の受講者の所属には当てはまらない」との主張は争う。

なお、乙処分の取消しの訴えにおいては、当該決定固有の違法事由に限り主張できる（行政事件訴訟法10条2項）ものであり、決定の主体、手続等の形式に関する違法性の主張に限るべきである。

以下で、念のため認否する。

(2)ア 同4(1)第1段落第1文及び第2文は争う。

イ 同4(1)第2段落のうち「企業連に所属する企業だけが当該加点研修を受講できると定めた条例、規則等は存在せず、同様に当該加点研修が同和地区出身者のためであることを定めた条例、規則等も存在しない」こと及び「県民の声」で回答した内容については認め、その余は否認ないし争う。

(3)ア 同4(2)第1段落は認める。

ただし、同段落でいう原告の主張は、異議申立書（甲4）ではなく不

服申立人意見書（甲 9）に記載されている。

イ 同 4 (2) 第 2 段落は知らないし争う。

ウ 同 4 (2) 第 3 段落第 1 文の事実は認め、同第 2 文のうち「意識が行為に結びつく根拠となる事例」の有無については不知、その余は争う。

エ 同 4 (2) 第 4 段落は争う。

(4) ア 同 4 (3) 第 1 段落は争う。

イ 同 4 (3) 第 2 段落第 1 文は争い、同第 2 文及び第 3 文は不知。

ウ 同 4 (3) 第 3 段落は知らないし争う。

エ 同 4 (3) 第 4 段落の事実は不知。

オ 同 4 (3) 第 5 段落は争う。

(5) 同 4 (4) は否認ないし争う。

第 6 請求の原因に対する認否（乙事件について）

1 請求原因 1 については甲事件と同じ。

2 同 2 第 1 文ないし第 3 文は争う。

なお、文書開示の根拠条文は、行政事件訴訟法 37 条の 3 第 5 項である。

第 7 被告の主張

1 本件条例 9 条 2 項 2 号（個人情報）該当性について

(1) 「部落解放鳥取県企業連合会による加點研修の実績報告書、受講者名簿」（以下「本件情報」という。）は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもの（本件条例 9 条 2 項 2 号本文（乙 1 「鳥取県情報公開条例」）にあたるため、被告は、本件情報を開示する義務を負わない。

(2) この点について、原告ら主張のとおり本件条例施行規則 5 条 2 項 3 号（乙 2 「鳥取県情報公開条例施行規則」）において、業務遂行情報は、本件条例 9 条 2 項 2 号エに該当するとの解釈をしている。

その理由は、通常、業務遂行情報は、適正な行政遂行を担保するという公益性が高く、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないからである。

しかしながら、業務遂行情報であっても個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合には本件条例9条2項2号エに該当せず、情報開示の対象とならないのは当然である。

- (3) 本件で問題となっている、企業連による加点研修（以下「本件研修」という。）の受講資格は企業連会員にのみ限られている（乙3「加点予定研修登録申請書」受講対象者の限定欄及び注6。同登録申請書の内容は、鳥取県ホームページで公開されており、受講資格が「企業連会員にのみ限られている」ことを県民が知ることができる。）。企業連は、部落解放同盟の関連組織であるところ、部落解放同盟は一般に部落住民又は部落出身者が部落差別の解消に取り組んでいる団体と認知されている。このことからすれば、部落解放同盟の関連組織である企業連の会員企業も部落住民又は部落出身者により経営されている企業であり、その役員は部落住民又は部落出身者であると認識されるおそれが多分にある。

このことからすれば、本件研修を受講した者の氏名は、部落差別を受けるといふ個人の権利利益を不当に侵害するおそれのある情報であり開示の対象とならない情報である。

また、所属及び役職が明らかになれば、本件研修受講者を特定できる場合が多いことから、受講者の氏名を開示すると同様の弊害が生じるため開示の対象とならないことは明らかである。

さらに、所属が明らかになるだけでも、当該企業が企業連の会員であることが認められ、登記簿を閲覧することにより、当該企業の役員が明らかとなり、当該役員が部落差別の対象となるおそれがあるので、所属についても開示の対象とならない情報である。

- 2 本件条例9条2項3号（法人不利益情報）該当性について

上記1の本件研修の実績報告書のうちの「受講者の所属」については、本件条例9条2項3号の「法人不利益情報」に該当するので、非開示とした。

すなわち、部落差別の意識が解消されているとはいえない現状において、企業の権利利益が侵害される事象が潜在化する傾向があることを勘案すると、所属（法人）名の開示により当該所属（法人）の権利利益の侵害のおそれがある。

したがって、「受講者の所属」は同項2号の外に、同項3号の事由にも該当することを否定できないから、非開示とすべきである。

- 3 以上のように、被告は、本件情報を開示する義務を負わないのであるから、原告宮部慎太郎の本件情報開示請求に対し、被告が部分開示とした甲処分は違法ではない。また、甲処分を不服として、原告宮部慎太郎が、被告に対し行った異議申立てを棄却した処分も違法ではない。

証 拠 方 法

- | | | |
|---|-------|---------------|
| 1 | 乙第1号証 | 鳥取県情報公開条例 |
| 2 | 乙第2号証 | 鳥取県情報公開条例施行規則 |
| 3 | 乙第3号証 | 加点予定研修登録申請書 |
| 4 | 乙第4号証 | 鳥取県人権意識調査報告書 |

付 属 書 類

- | | | |
|---|-----------------|-----|
| 1 | 乙第1号証から4号証までの写し | 各3通 |
| 2 | 訴訟委任状 | 3通 |